

大分市告示第 576 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、
特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

2024年（令和6年）10月 9日

大分市長 足立 信也



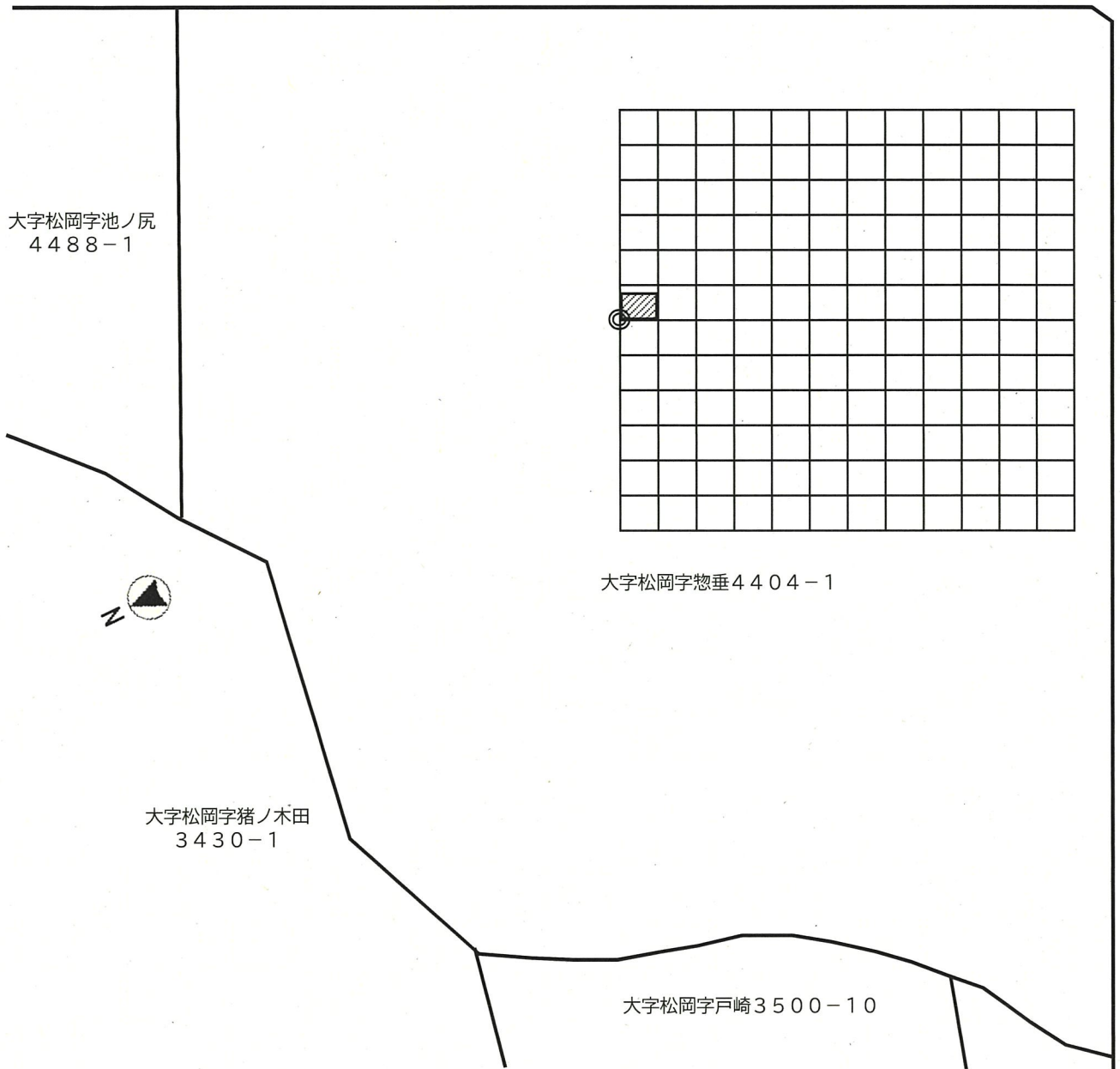
1. 指定する区域

別図のとおり

（大分市大字松岡字惣垂4404-1の一部）

2. 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項
の基準に適合していない特定有害物質の種類

・ふっ素及びその化合物



<凡例>

◎：起点

太線：筆境界

細線：10m格子図

斜線：形質変更時要届出区域

<起点>

起点は北緯33度11分1.05秒、
東経131度40分39.09秒の地点とする。

<格子の回転角度>

27° 45' 44"

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。